

〈 1. 規制対象の範囲 〉

1-(1) 共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の見直し

生協の現状

- ・ 共済契約者1人につき共済金額の総額が5万円を超えないことを定める規約の設定、変更又は廃止については、
 - ① 行政庁の認可が不要とされているが、
 - ② 共済事業に係る規制の対象からは、法令上ははずされていない。
- ・ この5万円という額は、共済事業規約の認可等を不要とする規定が設けられた当初(昭和34年)から見直されていない。

他制度の状況

農協法

- ・ 行政庁の認可が不要とされていたり、規制の対象からはずされている共済事業はない。
※ 農協の場合、各単位農協がJA共済連と共同引受で、かつ、共済金の支払い責任を全額JA共済連が負うシステムとなっており、この全体に対して一律に規制が講じられているためであると考えられる。

中協法

- ・ 共済金額等に照らして契約者の保護を確保することが必要でないもの(現行:共済金額30万円未満。現在引き上げを検討中)については、共済事業の定義から除外され、
 - ① 行政庁の認可が不要とされるとともに、
 - ② 共済事業にかかる規制の対象からもはずされている。

保険業法

- ・ 契約者数1000人以下の者を相手方とするものは法の適用はないが、額については特段の適用除外措置は講じられていない。

改正の方向性

- ・ 共済金額が極めて低額で見舞金的な給付のみを実施している場合は、
 - ・ 組合員による自治運営に委ねることが可能であり、
 - ・ 5万円という額は、昭和34年以来、見直されていない
- ので、これを引き上げるとともに、共済事業にかかる規制の対象から、法令上も明確にはずすこととしてはどうか。

(注)昭和34年の5万円の現在価値:物価上昇率で見ると、約28万円、賃金上昇率で見ると、約90万円、勤労者世帯家計支出で見ると、約64万円。

〈 2. 入口規制 〉

2-(1)最低出資金

制度の概要

共済事業を行う組合の健全性を保つために、最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準を設定する制度

生協の現状

法令上、最低出資金に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・以下のとおり、最低出資金が設定されている

- ①組合員数が1000人未満である組合又は地区全部が地勢等の地理的条件が悪く、かつ、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定する農業協同組合:1000万円
- ②①以外の農業協同組合:1億円
- ③全国を地区とする農業協同組合連合会:100億円
- ④③以外の連合会:10億円

中協法

・以下のとおり、最低出資金が設定されている

- ①組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う事業協同組合等、火災共済協同組合、その会員たる組合の組合員数が一定以上の事業協同組合連合会:1000万円
- ②再共済又は再々共済事業を行う事業協同組合又は事業協同組合連合会:3000万円
- ③火災共済の再共済事業を行う協同組合連合会:5000万円

保険業法

・以下のとおり、最低資本金が設定されている

- ①保険会社:10億円
- ②少額短期保険業者:1000万円

改正の方向性

財政的に脆弱な組合が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会が最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準を設定することとしてはどうか。

〈 3. 健全性（内部の体力充実） 〉

3-1 諸準備金の充実

制度の概要

財務の健全性を確保し、十分な支払余力を確保するため、責任準備金等諸準備金を積み立てることを義務づける制度

生協

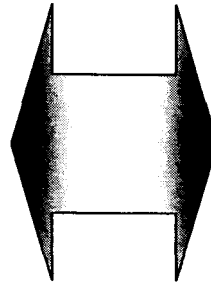
諸準備金の種類が少ない

責任準備金 (共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるための準備金)

異常危険準備金 (台風等の巨大損害等、大数の法則が機能しない損害に備えるための準備金)

支払備金 (普通支払備金) 等

利益準備金
(剰余積立: 剰余金の1/10)



農協法等

諸準備金の種類が多い

責任準備金

異常危険準備金 (保険(共済)リスク(※1)、予定利率リスク(※2)に分別)

支払備金 (普通支払備金) 等

利益準備金
(剰余積立: 剰余金の1/5)

IBNR備金
(既発生未報告 支払備金)

価格変動準備金

※1 実際の保険(共済)事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険

※2 責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険

生協の現状

準備金の種類については、次頁の表参照。また、定款で定める額(出資総額の2分の1以上)に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければならないとされている。

他制度の状況

農協法

- ・積立が義務づけられている準備金については、次頁の表参照
- ・定款で定める額(出資総額以上)に達するまでは、毎事業年度の剰余金の5分の1以上を利益準備金として積み立てなければならないこととされている

中協法

- ・積立が義務づけられている準備金については、次頁の表参照
- ・定款で定める額(出資総額以上)に達するまでは、毎事業年度の剰余金の5分の1以上を利益準備金として積み立てなければならないこととされている

保険業法

- ・積立が義務づけられている準備金については、次頁の表参照
- ・剰余金の配当をする場合には、株式会社は、内閣府令で定めるところにより、当該配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を準備金として計上しなければならないとされている

改正の方向性

- ・より一層、財務の健全性を確保し、十分な支払余力を確保するため、他の協同組合における準備金制度を参考にしつつ、価格変動準備金を新設するなど、積み立てることが義務づけられる準備金の種類を拡充することとしてはどうか。
- ・共済事業の健全性を確保するためには、一定程度の自己資本の充実が不可欠であることから、利益準備金の積立割合を10分の1から5分の1に引き上げ、積立限度額は出資総額の2分の1以上から出資総額以上に引き上げることとしてはどうか。

諸準備金の比較

積立金等	内 容	生協法	農協法	中協法	保険業法
価格変動準備金	保有資産のうちの株式等の価格下落に備えるための準備金	—	法11条の15	—	法115条
責任準備金	共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるための準備金	法50条の5	法11条の13	法58条	法116条
未経過共済掛金	事業年度末において、未経過の共済掛金	規則14条	規則31条	規則5条の4 及び5条の6	規則69条(生保) 規則70条(損保)
共済掛金積立金	共済契約に基づき将来の債務履行のための共済数理に基づき計算した積立金	規則14条	規則31条	—	同上
払戻積立金	共済掛金の全部又は一部の払戻しを約した契約における払戻しに充てる金額を積立金	規則14条	—	規則5条の5	—
払戻積立金	運用益の払戻しを約した契約における払戻しに充てる金額を積立金	—	—	—	規則69条(生保) 規則70条(損保)
標準責任準備金	長期の契約で、積立方式及び積立利率を金融庁長官が定め、それに基づき積み立てる準備金	—	—	—	規則68条
危険準備金	将来発生が見込まれる危険に備えて、保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクに区分して積み立てる準備金	—	規則31条	—	規則69条(生保)
異常危険準備金	台風等の巨大損害等、大数の法則が機能しない損害に備えるための準備金(共済(保険)リスク)	規則14条	規則31条	規則5条の7	規則70条(損保)
支払備金	事業年度末において、支払義務が発生している共済金等を積み立てる備金	—	法11条の14	法58条	法117条
普通支払備金	支払義務が発生しているが、共済金等支出していないもの(未払いの共済金)に対する備金	規則13条	規則34条	規則5条の3	規則73条
既発生未報告	支払事由の発生の報告を受けていないが、支払事由が既に発生したと認める共済金に対する備金	—	規則33条 及び34条	—	規則72条 及び73条

注)中協法については、法改正に伴う省令の整備が行われていないため、省令の内容については、平成18年9月8日現在のもの。
ただし、中小企業政策審議会組織連携部会報告書において、基準及び支払準備金については、他制度を参考にその規定を整備するとされている。

3-(2) 共済計理人の活用

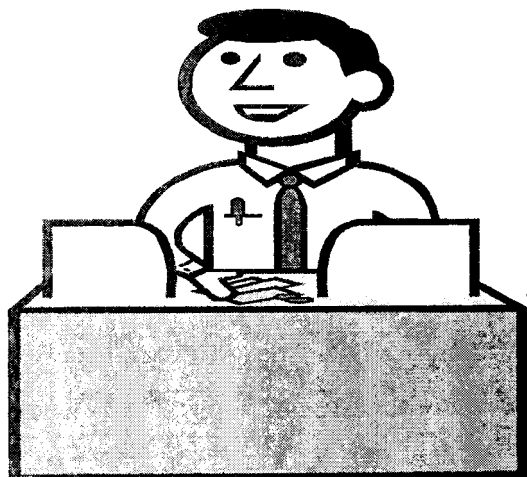
制度の概要

共済事業の数理的特質にかんがみ、その長期にわたる経営の健全性を確保するため、特殊の高等数学等の知識を有する共済計理人の選任、関与を義務づける制度

共済の数理に関して必要な知識・経験を有する者

日本アクチュアリー会等の会員等であって、一定の経験年数を持った者

共済計理人



共済事業を実施する生協

共済数理に関する以下の事項に関与

- ・共済掛金の算出方法
- ・責任準備金の算出方法
- ・契約者割戻しに係る算出方法

毎事業年度末、以下の事項について確認の上、理事会に意見提出

- ・責任準備金が適正に積み立てられているか
- ・契約者割戻しが公正・公平に行われているか

[選任]

生協の現状

- ・法令上、共済計理人の選任等に関する規定は存在しないが、通知により、共済期間が1年を超え、かつ、共済掛金等の算出に際して共済数理の知識等を要する共済事業を行う組合に対して、共済計理人の選任、関与を求めている。
- ・また、共済事業を行う組合が共済契約者に対して割戻しを行う場合は、厚生労働大臣の承認を得て、契約者割戻準備金として積み立てなければならないとされている。

他制度の状況

農協法

- ・契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合や契約者割戻しを行う場合には、共済計理人を理事会で選任しなければならないとされ、共済計理人は、事業年度末に、責任準備金の積立や契約者割戻しについて確認した上で、その意見書を理事会や行政庁に提出しなければならないとされている

中協法

- ・一定の組合については、共済計理人を理事会で選任しなければならないとされ、共済計理人は、事業年度末に、責任準備金の積立や契約者割戻しについて確認した上で、その意見書を理事会や行政庁に提出しなければならないとされている

保険業法

- ・保険会社のうち生命保険会社及び契約者配当等を行う又は契約期間が長期であって保険数理の知識経験を要する保険契約を取り扱う損害保険会社については、保険計理人を取締役会で選任しなければならないとされ、保険計理人は、保険料、責任準備金の算出方法等に関与するとともに、毎決算期において責任準備金の積立の妥当性等について確認した上で、その意見書を取締役会や内閣総理大臣に提出しなければならないとされている
- ・少額短期保険業者についても同様

改正の方向性

- ・共済事業の経営の健全性を確保するため、契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合や契約者割戻しを行う場合には、共済計理人の選任を義務づけ、責任準備金の積立の妥当性や割戻しの公正性に関して意見書の提出を義務づけるなど法令上の規定を新たに設けることとしてはどうか。
- ・また、割戻しの公正さを共済計理人が確認することとした場合、現在行われている厚生労働大臣の承認は不要としてはどうか。

共済計理人の活用に関する通知（概要）

1. 共済計理人の選任

原則として、共済期間が1年を超え、かつ、共済掛金及び責任準備金の算出に際して共済数理の知識等を要する事業を実施する組合は、共済計理人の選任をすること

2. 共済計理人の業務

○ 共済数理に関する以下の事項に関与する

- ・ 共済掛金の算出方法
- ・ 責任準備金の算出方法
- ・ 契約者割戻しに係る算出方法

○ 毎事業年度末、以下の事項について確認の上、理事会に意見書を提出する

- ・ 責任準備金が適正に積み立てられているか
- ・ 割戻しが公正・衡平に行われているか

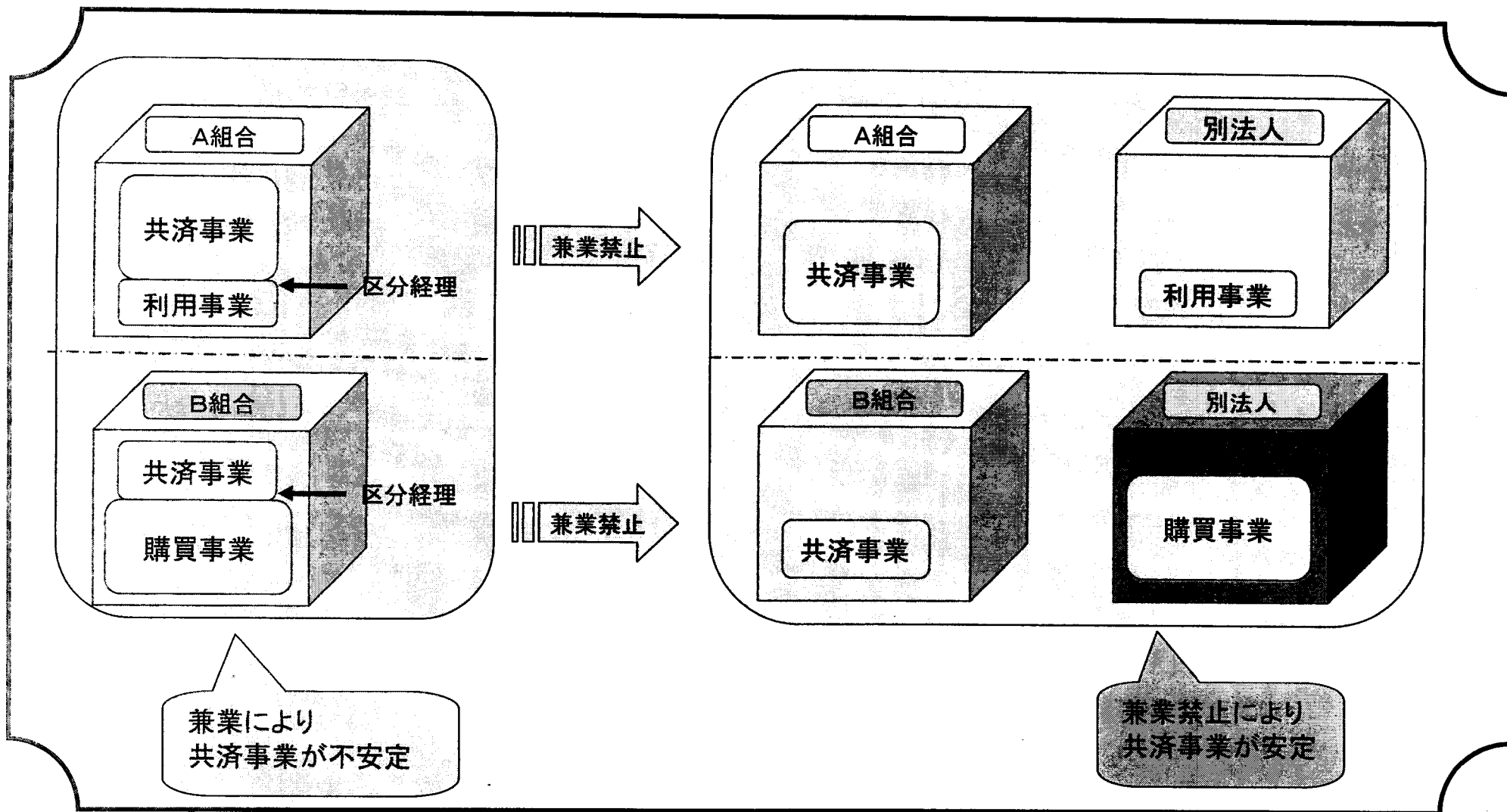
3. 共済計理人の要件

日本アクチュアリー会又は日本年金数理人会の会員等であって、一定の経験年数を持った者

3-(3) 共済事業とのリスク遮断

制度の概要

共済事業の独立した健全な運営を確保するため、共済事業とその他の事業の兼業を禁止又は制限する制度



生協の現状

共済事業と他の事業の兼業を禁止又は制限する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・共済事業を行う農業協同組合連合会は、共済事業とそれに附帯する事業、保険代理業以外の他の事業を行うことができない

中協法

- ・組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合、再共済又は再々共済事業を行う事業協同組合は、共済事業とその附帯事業、保険代理業以外の他の事業を行うことができない。ただし、行政庁の承認を受けたときは除く
- ・その会員たる組合の組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う協同組合連合会、再共済又は再々共済事業を行う協同組合連合会も同様
- ・火災共済協同組合は、火災共済事業とそれに附帯する事業、保険代理業を行うことができる

保険業法

・保険会社は、保険の引受に付随する一定の業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない

改正の方向性

生協については、組合が実施する共済事業の規模、事業内容が多岐にわたること及び組合員のニーズに対応して共済事業が発展してきたことを十分踏まえる必要はあるものの、共済事業の健全な運営を確保するため、一定規模の組合や、再共済又は再々共済事業を行う消費生活協同組合連合会について、兼業規制を導入することについてはどう考えるか。

3-(4)健全性基準

制度の概要

通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力(ソルベンシー・マージン)を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標(ソルベンシー・マージン比率)を設け、それを基に行政庁が経営の健全性を判断する制度

ソルベンシー・マージン(支払い余力)比率

大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標 (ソルベンシー・マージン総額/リスク総額×2)
→ 200%を下回った場合に早期是正措置(※)

※ 早期是正措置の内容

100%以上200%未満	経営の健全性確保のための改善計画の提出及びその実行命令
0%以上100%未満	共済金の支払能力の充実に資する措置(役員賞与の禁止、剰余金の分配の禁止等)に係る命令
0%未満	期限を付した業務の全部又は一部停止の命令

生協の現状

法令上、健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・共済事業を行う組合の経営の健全性を判断するための基準について法定されており、また、当該基準に基づく経営の健全性確保のための改善計画の提出及びその実行命令などの行政庁の早期是正措置に関する規定も法定されている

中協法

・組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う事業協同組合等、再共済又は再々共済事業を行う事業協同組合、火災共済協同組合、火災共済の再共済事業を行う協同組合連合会、会員たる組合の組合員数の総数が一定以上の共済事業を行う事業協同組合連合会、再共済又は再々共済事業を行う事業協同組合連合会について、農協と同様に、健全性基準及びそれに基づく行政庁の早期是正措置に関する規定が法定されている

保険業法

・保険会社及び少額短期保険業者に関して、経営の健全性を判断するための基準について法定されており、また、当該基準に基づく行政庁の早期是正措置に関する規定も法定されている

改正の方向性

共済事業の健全性を確保するため、ソルベンシー・マージン比率について法定し、同比率に基づく経営の健全性確保のための改善計画の提出及びその実行命令などの行政庁による早期是正措置を導入することとしてはどうか。導入する場合、どの範囲に対して導入するか。

〈 4. 透明性（外部からの監視） 〉

4-(1) 経営情報の開示の義務づけ

制度の概要

財務状況等の透明性を担保することにより、共済事業の健全性を確保するため、業務及び財産の状況に関する説明書類を組合の事務所に備え置き、公衆縦覧に供する制度

生協の現状

法令上、業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧を義務づける規定はないが、省令において、組合は、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報の開示に努めることとされている。

他制度の状況

農協法

・組合は、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、事務所に備え置き、公衆縦覧に供することとされている

中協法

・同上

保険業法

・同上

改正の方向性

新たに組合に加入し、契約を締結する潜在的な組合員に広く情報提供することが必要であることや、共済事業は事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であると考えられることから、業務及び財産の状況に関する説明書類について、公衆縦覧を義務づけることとしてはどうか。

4-(2)外部監査

制度の概要

財務状況の健全性を確保するため公認会計士・監査法人による監査を義務づける制度

生協の現状

法令上、公認会計士や監査法人による監査に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・全国農業協同組合中央会による決算関係書類の監査が、負債総額200億円以上の連合会に対して義務づけられている。(なお、農協の場合、各単位農協がJA共済連と共同引受で、かつ、共済金の支払責任を全額JA共済連が負うシステムになっている)

中協法

・共済事業を行う組合のうち、負債額が一定以上のものについては、公認会計士又は監査法人による決算関係書類の監査が義務づけられている

保険業法

・保険会社のうち、会計監査人設置会社については、公認会計士又は監査法人による決算関係書類の監査が義務づけられている

改正の方向性

財務状況の健全性を確保するため、例えば、負債額を基準として、規模が一定以上の共済事業を実施する組合については、外部の公認会計士又は監査法人による監査を義務づけることとしてはどうか。